

25 除 第 409号  
平成25年 7月26日

環境省福島環境再生事務所長 様

南相馬市長 桜井 勝延  
( 公 印 省 略 )

「南相馬市における内閣府除染モデル実証事業に係る報道」に関する  
ヒアリングについて (回答)

平成25年7月25日付で照会のありましたこのことについては、以下のとおりであります。

記

1. 南相馬市は、平成23年12月14日に、内閣府除染モデル実証事業の関係で、JAEAと除染事業者(大成JV)から、「洗浄水は、側溝に溜めたうえで、揚水し、水処理したうえで排水する」ことの説明を受けたでしょうか？  
⇒「除染後回収水は放流基準を満たしていることを確認し、流末水路に放流します。放流基準を満たさないのは、水処理装置で処理を行い放流します。」との説明を受けております。
2. (①で説明を受けた場合) それに対し、南相馬市はどうか対応なさいましたか？  
⇒事業主体の責任のもとで、適切に処理されるものと理解しました。
3. 環境省では、今回の事案について、調査結果をまとめることを検討しています。その中で、南相馬市の除染担当部局から事実関係を聴取した旨を、記載してもよろしいでしょうか？  
⇒結構です。
4. 記事には「水田に水を供給する飯崎川へ排水していた」とありますが、除染作業を実施していた平成23年12月～平成24年2月の間、飯崎川から水田へ水を供給したことはありましたでしょうか。  
⇒ありません。

( 事務担当 : 除染対策課 Tel [REDACTED] Fax [REDACTED]  
E-mail [REDACTED] )